禁裏御所御用日記

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

帝国図書館蔵書
167

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

明和五戊子年正月

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十五日

一 武臣嫡男武辰　当子二十歳
初官位従五位下右近衛将曹
小折紙勅例之今日二条
右大将様ゟ 御奏聞上候
ども相願候所何し思召候
ふ故入ヶ右又左大将様
ゟ被 下候上官上位被仰出
位ハ其段右大将様ゟ 御奏
位階御沙汰被遊二条
右大将様御披露被成候並之
右御沙汰被成候得共右ニ是ハ
居候 御事ニ付ヶ候ニ付位階
並之御沙汰ニ而当時左大臣殿ゟ
御奏聞之上御沙汰有之
右大将様より御披露ニ而入
此段ハ宜しく 前大納言殿
御 聞候処御右衛門
来り御御伺候へ共叶候
落着候

一 右御役位相勤候ニ付人数様へ
来ル廿五日ゟ御役ニ而相勤候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一 三則従拝借被成下候様
申渡置候今日此由申付候
御書出候而御断申候処
御目録ニ而御渡可被下候
無之候ニ付御勘弁被下度旨
従是被ニ相渡候処
それより上京致候事ニ付
候得共右之通ニ御座候
可申上候[illegible]
右之通御承知之上被成
下候様ニ所司代へ相達
相成候ニ付[illegible]
申渡候処[illegible]
出来候[illegible]

十九日
一 所司代殿御家来平田新右衛門
[illegible]
勤例[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右之通[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

廿九日

一 當年賀茂祭奉行被仰付候、右
昨日二条右大将殿被仰候ニ付
之処御所御用事札出可申旨ニ
存候処御断申候ニ付村上
壬生ニ相頼候處御参候
我等ゟ右大将殿江申達
御用之儀ニ付候間御座候
出頭候而可相勤旨申候得共
猶申上候而今日相伺可申候
之段御申ニ候
右姓名書付差出相伺候

二月朔日

一 右大将殿ゟ右近将監請一件ニ付　村上右近将監
申候、先日以口上ニ申入候所、此節ニ而
御職事之儀ハ御延引ニも被仰候所
御所中御差支候間相見合候へ共
只今迄村上江御沙汰被成候得共
ニ候而者清御所御用筋被仰出候
共ニ申上候一件之段ニ御座候
被申聞候ニ付ニ而御承知被成候
之由申候

一 二条右大将殿ゟ御内用有之由
御使者被仰越候ニ付参上候
得共右大将殿世話被成候而
自分ニ而も差控候所、隆朝三条
殿ゟ申上候所も承候武者
集被成候右様之御申候
ニ付右ニ而代り之儀申候

一 二条右大将殿ニ申達候
御申聞候得共
所存之段委細申達候
無之通候
御申聞候
右段之通申

一 両所御用ニ而参上候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十二日
一 伊予紫裳束袍沙ノ八藤
新調ニ付書壱通差出候
右御用之上ニ而織地ニ付先
先頃ニ而相済候ニ付差出
書方ニ付此年々入候
ニ付下方倍三百両相済
右御用ニ付織地出来候
藤紫浪子文書壱通差出
来ル十日迄御請書
可差出旨

一 廿一日ニ而差出候ニ付御返答
十六日
一 此度御下ヶ物御渡り之
ニ付相渡済候事
十七日
一 右両年賀之御用ニ付
右之段申上候ニ付右御請之
御中来り
水口伊豆守

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十九日
一 立坊節会ニ付

廿日
一 昨日之儀ニ付出仕
女院様　准后様　宮御方様
大典侍・新典侍・御[illegible]　[illegible]
右之通以廻状役所ニ而令拝見

廿二日
一 水口右近将監殿
右父方伯母死去ニ付今日より三日遠
之旨申来ル依而御用掛申合
候ニ付服日迄ニ而出勤ニ不及旨申
尚年番之当役御断申入
代り之当番御頼候ニ付
右請取ル
夜番代勤
三浦出雲守殿
右拙者二条左大臣様御祝儀ニ付
之為御使上候ニ付出宿之旨申来ル
扣之而難罷出候ニ付
ニ而任意ニ御断申

廿三日
一 今般二条左大臣様御祝儀之為御使
上候ニ付出勤致し明日御殿
江罷出候ニ付追而御沙汰
申聞候段申聞候

御留守居より九条右大臣様之御使
ニ而罷出候ニ付候旨申越
出仕山口様ニ而御神事出勤之旨
右者御頼ニ付相届候旨姓名

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

廿七日 従六位下
一 右近将監 土山厚典（アツノリ）
右昨日知宣旨被下候ニ付為御禮
参内出仕之處入来之
節三条右大将様江御禮被仰入
之候間御礼申之

廿九日
一 梅尼将監
右候 貴嬪中将 前大納言殿より
関東へ差下候處 入来
出仕御届入来

三月七日
一 三上出仕之處今日養子ト家督
御願書出之

親類書
祖父 摂州古曽部郷士 寺本喜九郎
祖母 八幡社士 谷村式部女
父 摂州古曽部郷士 谷村喜九郎
兄 摂州家中 寺本定之丞
弟 池底家 二宮之馬
谷村右兵衛
子三十八歳

右之通親類書之通差出候 参府
相加り寄先月十三日御用相勤候
因茲御礼被申上候
十八日出仕之處

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

御庫長清御役所
渡邊左兵衛書

宝暦十一年八月放生会
花山院大納言殿御参向
御庫長清御役所
へ
村田右兵衛書

明和二年八月放生会
廣橋大納言殿八幡御参向
御庫長清御役所
渡邊右兵衛書

明和三年八月放生会
大炊御門大納言殿八幡御参向
御庫長清御役所
山中左近将監書

右先々より中絶之所此度未
承り合不申候

右一紙ハ年寄石見守ニ而小泉
主水殿御改之節立合在之候ニ

十七日
一 御青蓮院へ御書 御朱
わん
状
准后様御つかひ御使
まいん十九日ニ出来候よし
廿日ニも其御事ニ御文
仍為御へんとう御文ニて
あす御ふくしよしにも
御仲ニ御申入候 宮御院
御まいりニて御まいる

十月十七日　安河　龍誉

去政所也殿
進上 一品様御座へ
[illegible]
右仲ニ御申入候御返事
よろしく

十九日
一 御養広橋殿へ御中
ニおゐて御出ニ付御文
なし御文 御ぬき来

一 広橋家ニ而[illegible]小泉
さく水より伝奏殿より
御随身仲ニ御書状参

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十九日
一 給奏廣橋殿御家中ゟ
以書面申来候ニ付
兵部卿へ申渡ス

一 廣橋家ゟ兵部卿小泉
之状ニ而以御頼被申候
御所御用付而右之品献上被成候ニ付
兵部卿ゟ兵部卿へ一通御掛合
御座候 書付 奏者所へ相渡候
兵部卿ゟ一通ハ今日右様之儀
右御用付ゟ申ニ付申達し置候
猶又右御頼之儀ハ先例ニ無之候
右御頼之趣ハ先方へ申達候ニ付
兵部卿ゟ御頼之義ハ出来不申候
御所御用付而御所御献上之儀
兵部卿より兵部卿江一通御掛合
候 奏者所江請取書相渡申候
兵部卿より口上書を以申遣候
右之通申達候間廣橋家
江右御頼之儀ハ出来不申候
以上

十月十九日　土山駿河守
深谷宗保様

追而委細之儀ハ御当番衆ゟ可被申候
此度ハ御聞ニ入候
尚又御用之儀者御頼村上近江
方へ申上候

一 七年十月十六日 多武峯千
四年御目録 南附殿
勅使御用掛之儀 奏者所役人
山中御書付 書全

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

廿九日
一御壱岐守ゟ御用事御手紙
御出来候

就来月十五日新嘗会
被仰出候　御所帯掛被
来月十七日ゟ廿九日朝
御潔斎ニ付毎日服忌之者
別火一朝不出候事
一様之儀並ニ付毎日朝
之内付御築地之内僧尼
法体之者不浄之輩往反
停止之事
　但其日限僧尼往来之儀
　禁候其段届ケ之上之事
一火用心之儀常ニ可心付
様之儀弥
御所御本之義相調候事
無之様心掛可申事
右之通可申付候
以上　御掛之義
下々迄申付可申旨被
　十月廿九日　右伝奏
　　　　　　　武家
右之通被仰出候
恐惶之義
右之趣御承知之上
右之通御座候間早々御
返事可被成候以上
御了也
十一月朔日
一先達而ゟ相願之御手当
御さし之儀園ゟ申来ル

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

明和六七年

三月九日

一 主計寮助

明和六丑年

正月九日

一 主計権助　村雲左衛門尉
近信

右兼任

一 縫殿従上　水口縫殿
成清

右加級

右両人令旨蒙
勅許以伝奏廣橋卿被伝来

十日

一 九條内府殿今日左府
所辞退之　関白輔平
多数且経一位
御推叙之　御書依為
知中迎也

右之通三催香品頭武弘
待之件　長者二而知愚

同日

一 一条大納言殿今日
左大将兼任
宣下三条勾当内侍申

一 右於御所召出被仰出御直拝之

村田近将監

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

柳原頭弁殿　新宰相中　一通
広橋大納言殿　新宰相中
勧修寺大納言殿　新宰相中
右四通ニ十一ヶ御ニ添月番
坊城殿ヘ相渡
右之通相渡候而何も無障
有之相済

同月九日
一右将監将任之者紙面差出候　村垣
加勢入道

同月十日
一
一源敬浄出入　中務大輔尚紀
大和守岸本殿文ニ而
源姓ニ而何も大人御橘氏ニ而
中務在ニ而有之候ニ付
此段達有之候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

一 右ハ去ル三日申上置候処
此度御番ニ相成候ニ付
北小路極﨟
御届参入来

一 〃
右兵衛代 北小路主水
清岡男 北小路 兵部少輔
宮様御附ニ而北小路極﨟被召出
右御礼参入今日

十一日
一 従六位下
左近衛府生
清岡男 奥田清音 廿二十八才
右補官従六位十日蒙
勅許此旨伊豆守殿へ
同人より御届入来

十四日
一 右所労ニ付御届入来 北小路景賓

十九日
一 御近習広橋殿家来
[illegible]
一 広橋殿御家来[illegible]
御所[illegible]広橋家へ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

同日
一宮様御用書付ヲ以申上ル
九日
一今朝ゟ之由申し候
一廣橋大納言殿大納言画任

宮下ゟ申来ル
八月廿八日
一経五経上　　清水左将監 紀長昌 丑三七十九
右経切年来預廿十九歳
勤候ニ付力取入候由
日願之通

翌廿六日一社奉幣発遣
依之同日ゟ晩至廿八日朝
御用事以御請書申上候ニ付入
ニ付御用事所々出候由申来
様仰付候ニ付出来ル
ヽ御取計之
八月廿二日　　　安田 讃岐守
出頭相済
右ニ付相済 廣橋殿ゟ申来
申付候由御申之 依頼ニ
御用事之儀申上候 一二枚
ニも遠ひ申越候由御状
御沙汰之儀御受申上
御請申也。
同廿七日
一去九二日御沙汰之由ニ付 御請
御用事御請書之通 書付

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

右之趣承知之由申出候
申之但例之通可被仰付
可申也　伺済

十六日
一　常陸介嫡長男子　深津近江書長之
右今般嫡子相続之節
新手備書差出候二付
右則新手へ可し　同家深津
伊賀守相渡し候様申渡

本願口上書
一　私儀当年罷成満
当時七歳之時相続
銀山之養父深津
常陸介事子長之進
中之当年十八歳二罷成
何卒養子仕相続仕度
奉願上候以上
御指揮之儀御奉行
綾小路
右之趣申上候

十二月　深津近江書下
御付

広橋大納言殿
少将中
勧修寺大納言殿
少将中

十九日
一　深津長之進
深津長之進
右新

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

明和七庚寅年正月

十二日

一　土山右近府生

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

明和七庚寅年正月

一十三日　〃　[illegible]　土山近江守

源定興

右左近将監将経相続ニ付

左近将監家督相続　去冬願

相済候ニ付相続ニ付今日

御礼申上へ附紙ニ而申上候

一当年賀儀之義ニ付毎年之通

ニ而事ニ而紙面之通を以申出候

但去年

当年賀儀之義ニ付各御用役

被申越ニ付先格ニ付ニ而以書付も

申達し候所被仰付書付差出候

申候ニ付ニ付候様[illegible]

正月十二日　土山駿河守

水口民部清様

潤子民部敬様　右ニ付ニ付ニ付

右之面々差出様　御家

三宅主計洽様　日

追而潤子民部殿当年ニ附紙

三付先格ニ付ニ而入候書思召及言

御承知ニ候ニ付相成候可十入候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

甚ニ[illegible]も、父子内ニ入ハ
整ニ年相延候事
一 右両家より[illegible]ニ而[illegible]も
右候ニ付、不及[illegible]代
相番頼候得共ニ年ニ所当

申渡候事
一 故障ニ付所当相除候ニ
当[illegible]も出役ニも相整
年寄共清ク相勤候年
々出役ニ付候事
右之通、先年ニ者有之
勝手之上年ニ寄[illegible]
相ニ付所当御座候得共
二番相勤候[illegible]

十三日
一 旧臘十六日ニ出入御年
寄衆ニ而[illegible]被成候

十六日
一 洞[illegible]より新役之儀
申上置候処、金[illegible]御渡
被成候

十七日
一 新役所当相済候處、十三日
申上置候書状、[illegible]も
御座候ニ付、[illegible]三ヶ條
之通被成候

廿日
一 右於御役所ニ、関東へ[illegible]
仰渡候所、離職相
願候
村田[illegible]

[illegible]右衛門[illegible]